

令和3年度第9回農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和3年12月 9日(木) 午後1時30分から午後3時01分

2. 開催場所 鳥取市人権交流プラザ 3階 大ホール

3. 出席委員 (21名)

会 長	4 番	濱 田 香	会長職務代理者	6 番	田 渕 緑
委 員	1 番	安 東 和 彦	委 員	1 4 番	福 安 修
〃	2 番	村 田 幸 範	〃	1 5 番	上 田 壽 一
〃	3 番	河 毛 早 苗	〃		
〃	5 番	下 田 義 男	〃	1 7 番	砂 川 重 雄
〃	7 番	建 部 憲 二	〃	1 8 番	依 藤 利 一
〃	8 番	川 上 信 温	〃	1 9 番	竹 森 潔
〃	9 番	猪 口 実	〃		
〃	1 0 番	福 田 克 彦	〃	2 1 番	柳 田 和 廣
〃	1 1 番	中 村 精	〃	2 2 番	石 谷 隆
〃	1 2 番	福 田 淳一郎	〃	2 3 番	加 藤 修
〃			〃	2 4 番	岩 永 正 司

4. 欠席委員 (3名)

委 員	1 3 番	山 田 準 二	委 員	1 6 番	藏 内 敏 博
委 員	2 0 番	香 川 恵			

5. 報告委員 (農地利用最適化推進委員：15名)

邑美	有 本 知 勝	邑美	竹 内 七 郎
高草	前 田 洋	高草	民 谷 富 男
湖南	森 清 美	国府町	小 林 徹
国府町	山 本 暁 子	河原町	梶 川 和 生
河原町	藤 田 孝 男	用瀬町	小 林 照 美
用瀬町	池 本 和 明	佐治町	田 中 豊 美
気高町	角 田 完	鹿野町	橋 本 和 夫
青谷町	山 田 千也子		

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議事

議案第 5 4 号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 5 5 号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第 5 6 号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 5 7 号	非農地証明について
議案第 5 8 号	鳥取市農用地利用集積計画について
議案第 5 9 号	鳥取市農用地利用配分計画について

第3 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の受理について
- (2) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
- (3) 農地転用許可後の工事進捗状況および工事完了に係る報告書の受理について
- (4) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

7. 事務局 谷口局長 田中局長補佐 堀係長 坂本主任 西村会計年度任用職員

8. 会議内容

開会：午後1時30分	
事務局 長 補佐	ただ今から、令和3年度第9回鳥取市農業委員会総会を開会します。 (鳥取市農業委員会憲章唱和)
事務局 長 補佐	それでは、濱田会長にあいさつをいただきます。 (会長あいさつ)
事務局 長 補佐	まず、定足数の確認ですが、本日は議席番号13番の山田委員、16番の藏内委員、20番の香川委員から欠席の報告をいただいておりますので、24名中21名の出席であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項により、本会は成立していることを報告します。 以降は、鳥取市農業委員会会議規則第4条第1項の規定に基づき、会長に議長として進行をお願いします。
議長	それでは、議事に入る前に議事録署名委員の指名をします。 本日の議事録署名委員は、議席番号11番 中村委員、12番 福田淳一郎委員にお願いします。それでは、議事に入ります。
議長	議案第54号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	整理番号33番から36番の4件になります。整理番号33番は用瀬町江波で贈与による所有権移転となっています。34番は馬場で売買による所有権移転です。35番は国安で贈与による所有権移転です。36番は気高町高江で贈与による所有権移転となっています。 すべての申請が農地法第3条第2項各号の許可をすることができない項目に該当していないため、許可要件を満たしていると考えます。
議長	整理番号33番を審議します。担当推進委員、池本委員の報告をお願いします。
池本委員	この件は、親から子への贈与です。譲渡人は、鳥取の娘さんが介護している状態であり、息子さんに贈与するということです。用瀬町の農業委員会3名で現地確認しました。現地確認の前に家庭訪問しまして、農機具のこととか、作業舎等の話を聞かせていただきました。 江波というところは、用瀬でも一番奥の集落ですし、一生懸命頑張っておられますので、審議をお願いします。
議長	引き続き担当農業委員、安東委員の報告をお願いします。
安東委員	先ほど推進委員が言われましたとおりですので、補足はありません。
議長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	ないようですので採決に移ります。 整理番号33番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 続きまして整理番号34番を審議します。担当推進委員、竹内委員の報告をお願いします。

		ます。
竹 内 委 員		農業委員と現地確認しました。申請の状況ですが、譲渡人の4名の相続人から譲受人への所有権移転の許可申請です。この土地は以前、譲受人の所有地であり、今回、これを買戻すためのものです。 譲受人はかなり高齢だが耕作できるとのことです。農地行政上も特に支障がないと認められ、許可することに問題ないと思います。
議 長		引き続き担当農業委員、村田委員の報告をお願いします。
村 田 委 員		推進委員の言う通りで、少し付け加えると、譲渡人は家から遠いため譲受人に耕作をお願いしていたが、譲渡人は農業しないので処分したいということで、譲受人に買ってもらえないかと相談したもの。高齢だが元気で問題ないと思われる。
議 長		質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長		ないようですので採決に入ります。 整理番号34番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長		異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 続きまして整理番号35番を審議します。担当推進委員、竹内委員の報告をお願いします。
竹 内 委 員		農業委員と私で現地確認しました。申請の状況は、譲渡人と譲受人は親子関係で、譲渡人は高齢で病弱であり、息子への引き渡しを願っている。これまでも親子で農業しており、今後も農業していく予定です。農地行政上も特に支障がないと認められ、承認することに特に問題ないと考えます。
議 長		引き続き担当農業委員、村田委員の報告をお願いします。
村 田 委 員		推進委員が報告した通りでして、問題ないと考えています。
議 長		質問疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長		ないようですので採決に移ります。 整理番号35番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長		異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定といたしました。 続きまして整理番号36番を審議します。担当推進委員、角田委員の報告をお願いします。
角 田 委 員		譲受人が鹿野町ということで調査しましたが、作業用の倉庫を気高町に持っておられ、そこに農機具等が置いてあるとの事で、耕作等に支障がないことを確認しました。 譲渡人は鳥取の方に引っ越しており、税金だけがかかっており、ただでもいいからということで、この度贈与ということになった。所有農地は、すべて田で耕作されており今後も支障がないと考えています。
議 長		引き続き担当農業委員、中村委員の報告をお願いします。

中 村 （ 精 ） 委 員	推進委員の報告のとおりで、何ら問題のないところです。
議 長	それでは質問・意見はございませんか。 （質疑・意見なし）
議 長	ないようですので採決に移ります。 整理番号 36 番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 （異議なし）
議 長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定といたしました。 以上で議案第 54 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を終わります。 引き続き議案第 55 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局の説明をお願いします。
事 務 局	整理番号は 17 番と 18 番の 2 件です。 整理番号 17 番、申請地は河原町小倉、転用目的としては墓地となっております。農地区分は第 2 種農地、許可根拠は代替地なしです。 整理番号 18 番、申請地は佐治町つく谷、転用目的として墓地となっています。農地区分は第 2 種農地、許可根拠は代替地なしです。
議 長	整理番号 17 番を審議します。担当農業委員、猪口委員の報告をお願いします。
猪 口 委 員	担当推進委員が研修で欠席していますので、農業委員が直接報告します。登記の地目は田になっていますが、畑でかずらが生えてあるような土地です。 墓地自体は家の裏、急斜面にありまして、高齢で上がりにくいということで墓地の移転ということになっています。墓地が高いところにあり危ないところなので、墓地の移動は仕方ないのではないかと思います。事前に事務局にも確認を取っています。
議 長	質問・意見はございませんか。 （質疑・意見なし）
議 長	ないようですので採決に移ります。 整理番号 17 番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 （異議なし）
議 長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定といたします。 整理番号 18 番を審議します。担当推進委員、田中委員報告をお願いします。
田 中 （ 豊 ） 委 員	農業委員、申請者、私の 3 名で現地確認しました。現地は部落内より直線距離で 100m ぐらい山の方の上ったところで、北面は山で、南は段々の田んぼ・畑等でした。チェックシートに照らし合わせても、何ら問題ないと判断しました。
議 長	引き続き担当農業委員、福安委員の報告をお願いします。
福 安 委 員	先ほどの推進委員の報告に一つだけ追加して報告させていただくと、周辺農地の方々から同意書を提出していただいているということを報告します。
議 長	質疑・意見はございませんか。梶川委員。
梶 川 委 員	ちょっと教えていただきたい。1㎡未満の端数がついているときがあるが、我々はどうのように測ればいいのか。土地家屋調査士が、ここで許可をもらうことを前提に出したもののなのか。端数になると自信がないものですから教えていただきたい。

福 安 委 員	墓石を建立されるところが決まっており、端数が出ていると解釈しています。
議 長	必要な面積から数字を出していると思いますが。
梶 川 委 員	面積はメジャー等で測るべきでしょうか。これから出てくるものは申請人を信用して報告するということでもいいですね。
香 川 委 員	この面積は土地家屋調査士が出したものと思われる。そうでないとこの数字は出てこないと思う。
梶 川 委 員	あらかじめ土地家屋調査士に頼んでやるというのが本来かもしれないが、一般的には墓地を替えるので、適当に面積を出して、申請して登記の時に正確な面積を出すのが普通ではないか。
福 安 委 員	申請時に面積を算出したものが提出されています。それを基に私はそれでよかろうということにした。
議 長	提出書類には、図面等が入っていますので、面積等はそこでしっかり把握できるものです。
竹 森 委 員	これだけはしっかり認識しておいてください。私たち農業委員も推進委員も農地法についての審議をやっている。細かい面積等は別の問題です。私たちは農地の適用が適正なのかどうか、それを諮るのです。細かいことは別の問題でやっていただけたらいいと思います。
議 長	面積は当然、正確なものがあがっているということで審議しています。
竹 森 委 員	正しく転用されているか審議するもの。
議 長	基本は必要な面積のみ転用するということです。申請には必要な書類としてみんな出してきましたので、大体の面積で申請を上げてくるということはないと考えていただけたらいいと思います。
議 長	その他質問・意見はありませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	ないようですので採決に入ります。 整理番号 18 番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定といたします。 以上で議案第 55 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」は終わります。 続きまして、議案第 56 号の「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	整理番号は 48 番から 53 番までの合計 6 件となっています。 整理番号 48 番、申請地は用瀬町用瀬、転用目的は店舗となっています。農地区分は第 2 種農地、許可根拠は代替地なしです。 整理番号 49 番、申請地は河原町今在家、転用目的は墓地です。農地区分は第 2 種農地、許可根拠は、代替地なしです。 整理番号 50 番、申請地は大桒、転用目的は墓地です。農地区分は第 2 種農地、許可根拠は代替地なしです。

		整理番号５１番、申請地は国府町中郷、転用目的としては、住宅建築、農地区分は第１種農地、許可根拠は集落接続となっています。 整理番号５２番、申請地は松原、転用目的は墓地となっております。農地区分は第２種農地、許可根拠は代替地なしです。 整理番号５３番、申請地は鹿野町鹿野、転用目的は駐車場、農地区分は第２種農地、許可根拠は代替地なしです。
議	長	それでは、整理番号４８番を審議します。担当推進委員、小林委員の報告をお願いします。
小 林 （ 照 ） 委 員		農業委員と推進委員２名の３名で現地確認を行いました。現地はＪＲと国道に挟まれた農地です。この農地は今年まで稲が作付けされていたところです。農地法第１８条第６項の規定により合意解約されております。他にチェックシート、被害防止計画、地元の同意書等も添付されているということです。農地行政上問題ないと判断しました。
議	長	引き続き担当農業委員、安東委員の報告をお願いします。
安 東 委 員		先ほど推進委員が丁寧に説明されたので、付け加えることはありません。
議	長	質問、意見はありませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	ないようですので採決に入ります。 整理番号４８番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定いたしました。 続きまして整理番号４９番を審議します。担当推進委員、梶川委員の報告をお願いします。
梶 川 委 員		申請人は４０年以上前に用瀬町～河原町に転入した人です。現在、墓地は用瀬町にあるが、近いところがほしいということです。今回の申請地は墓地団地という墓地がたくさんあるところで、空いている区画を取得するというものです。申請人、申請地ともに問題ないと判断しました。
議	長	引き続き、担当農業委員、猪口委員の報告をお願いします。
猪 口 委 員		この土地は、地図を見ても分るように、農道を挟んで両側に坂がありまして、申請地の前後には墓があるという土地で、ちょうど３０㎡で１軒分の墓を作るのにちょうどいい。墓が連なるところなので、環境衛生などについては問題ありませんので、許可したいと考えています。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号４９番について、原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり許可決定しました。 整理番号５０番を審議します。担当推進委員、民谷委員の報告をお願いします。
民 谷 委 員		事務局と農業委員、私で現地確認しました。譲受人の墓が山の中にあり、これを畑に

		おろしたいという内容です。貸し出し人は祖母、借り受け人は息子で奥さんと3人の高齢者世帯です。今の墓は山を上がって細い山道を通って上がるのですが、山道が一部土砂崩れを起こしており、木の根っこが一部出ているということで、上り下りも危険だし、年寄りには大変だと、できたら近いところにおろしたいということで、今回、山のふもとの畑の一部を墓地にしたいという申請が出てきたものです。 場所は鳥取西道路、高架下あたりになります。高架下ということで、道路からは見にくく目立ちにくい位置になります。 また、隣の畑の所有者からは事前了解で同意書が取られていますので、その点についても問題ありません。 以上のことから、今回の墓地を山から畑に降ろすことで、一部を転用したいということについては、特に問題ないと判断します。
議	長	続きまして担当農業委員、加藤委員の報告をお願いします。
加 藤 委 員		担当推進委員が、とても詳しく説明されていますが、付け加えるとしたら、鳥取西道路高架下の北側にあり日当たりが悪いのではないかとと思われる。畑には日当たりの悪い場所なので墓地にしたいというのは妥当ではないかと思います。
議	長	質問・意見はありませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	ないようですので、採決に移ります。 整理番号50番について、原案のとおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定といたします。 整理番号51番を審議します。担当推進委員の小林委員報告をお願いします。
小 林 (徹) 委 員		申請地は、現在畑になっています。譲受人は現在、湖山のアパートに住んでいます。子供が生まれて夫婦共働きで子供の面倒を両親に見てもらうために、実家の隣に分家住宅を建築するものです。 集落内にありまして、周囲はすべて申請人の農地で、他の人に迷惑をかけることはありません。いろいろ現地で確認しましたが、迷惑をかけることもないし、大丈夫だということで、判断しました。
議	長	引き続き担当農業委員、福田委員の報告をお願いします。
福 田 (克) 委 員		本来の担当委員は蔵内委員ですが、本日所用で欠席ですので私の方で代理で報告します。蔵内委員と私、推進委員、申請者の父親すなわち譲渡人で現地確認しました。現地確認の結果は推進委員の報告した通りで、チェックシートに照らし合わせても問題ないと判断しました。
議	長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	ないようですので、採決に入ります。 整理番号51番について、原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり許可決定しました。 整理番号52番を審議します。担当農業委員、福田委員の報告をお願いします。
福 田 (淳)		担当推進委員は欠席ですので、私の方で説明します。推進委員と一緒に現地調査しま

委 員	した。譲受人とは電話で確認しています。譲渡人と譲受人は兄弟で、今回墓地を下ろしたいということです。地図を見てもらえばわかると思いますが、周りも4条、5条で墓地の許可を取ったところで、やむを得ないと思います。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	ないようですので、採決に入ります。 整理番号52番について、原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定といたしました。引き続き整理番号53番を審議します。担当推進委員の橋本委員、報告をお願いします。
橋 本 委 員	農業委員、譲受人と一緒に現地確認を行いました。現地は旧鹿野城下町の家並みの裏で、休耕田で木や雑草が生えている状態でした。東は譲受人の本宅、西は道を挟んで畑、南は地域公民館と畑、北は隣の家宅地スペースでした。 転用による周辺農地への影響はありませんでした。本宅以外に宅地はなく、駐車場とする転用目的、面積は妥当と判断しました。チェックシートに基づきチェックしましたが、問題ありませんでした。
議 長	引き続き担当農業委員、砂川委員の報告をお願いします。
砂 川 委 員	先ほど推進委員が報告した通り問題ないと、ただ、道が狭いので、軽トラがギリギリかと思います。2トンとか普通車はおそらく入れないと思います。そういうような場所です。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	ないようですので、採決に入ります。 整理番号53番について、原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定といたします。 以上で議案第56号「農地法第5条の規定による許可申請について」を終了します。
議 長	続きまして議案第57号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	整理番号は118番から129番の全部で12件となっています。市街化区域が5件あります。申請地、申請者、事由、現況につきましては議案書に記載のとおりです。
議 長	整理番号118番を審議します。担当推進委員、小林委員の報告をお願いします。
小 林 (徹) 委 員	申請者は鳥取県知事になっています。昭和45年に県営住宅を建築し、それから20年以上経過していますが、平成29年度までにすべての建物を解体し、その後は現在、空地になっていまして、そのままの状態です。
議 長	質疑・意見はございませんか。竹森委員。
竹 森 委 員	確認ですが、県が公共事業を行う場合、届け出だけでしょうか。

事 務 局	国と県に関しては、許可不要となっておりますので、今回の案件は登記地目の変更がされていなかっただけと思われます。
議 長	そのほか質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	ないようですので、採決に入ります。 整理番号１１８番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 続きまして整理番号１１９番を審議します。担当推進委員、有本委員の報告をお願いします。
有 本 委 員	３０年ほど前から、減反政策が始まってから山の根の細長い田んぼで、杉の木が植えてあり、それが大きくなって２０～３０年たって、杉の木はきれいに枝打ちされている。申請者に聞きますと、以前田んぼをしていたけれども、周りの水の便も悪いし、現地に行ってみて、これはどうしようもない原野に還すしか手がないと思って、私ともう一人の推進委員、事務局、申請者で現地確認しました。なんの問題もないと思います。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	ないようですので、採決に入ります。 整理番号１１９番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認されました。 引き続き整理番号１２０番を審議します。 担当推進委員、森委員の報告をお願いします。
森 委 員	農業委員、事務局と３人で現地を確認しました。市街化調整区域ですが農振除外地です。申請者は担い手で、法人の代表者です。その土地は生産組合の事務所、倉庫、資材置場として組合設立時から使用されていました。 鳥取西道路工事中は、工事車両の搬入路として使用されていましたが、また、生産組合の資材置場、駐車場として利用されています。 県道に接しており、周辺農地に何ら影響を与えることはないと思われます。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号１２０番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認しました。 引き続き整理番号１２１番を審議します。担当推進委員、藤田委員の報告をお願いします。
藤 田 委 員	申請人は遠隔地のため電話で確認しましたが、現地立会は難しいとのことでした。そのため、私と農業委員、事務局で現地確認を行いました。 現地は山間地で８筆になっており、合計面積は２，９４３㎡となっています。その中の１筆に以前は牛小屋がありましたが、昭和初期のころに火事で焼失したということ

		で、更地になっていました。 また、昭和４７年ごろから隣接する土地もあわせて駐車場にしていたということで、これも宅地になっていました。 その他の農地につきましては、平成１２年に父親が亡くなってから耕作を放棄したということで、それから２０年以上経過しまして、農地の境界も分らないほどで、まったく原野化していました。全面的に竹林になっているところや、かなり大きな雑木がたくさん生えておりまして、とても復旧は困難と感じました。チェックシートに照らしても申請に問題はないと思います。
議	長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号１２１番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認いたしました。 引き続き整理番号１２２番を審議します。事務局説明をお願いします。
事 務 局		整理番号１２２番と１２３番は関連していますので一括でお願いします。
議	長	整理番号１２２番と１２３番を一括で審議します。事務局説明をお願いします。
事 務 局		申請地は雲山、合計３筆です。本件土地は、昭和６１年に店舗を建築して、令和３年１月まで店舗敷地として利用していたものです。人為的潰廃地で転用の事実行為から２０年以上経過し農地行政上も特に支障がないと認められる土地になります。
議	長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号１２２番１２３番について原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認しました。 引き続き整理番号１２４番を審議します。事務局の説明をお願いします。
事 務 局		申請地は賀露町４丁目、本件の土地は長期間耕作しておらず、現在は駐車場として利用しているものです。長期間耕作放棄されたため、自然潰廃した農地で、現在は農地行政上も特に支障のないと認められる土地となります。
議	長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号１２４番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認しました。 続きまして整理番号１２５番を審議します。事務局の説明をお願いします。
事 務 局		申請地は立川町５丁目地内です。現状は、平成元年頃より建物、倉庫が建っており宅地として利用しているというものです。

		人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過し、農地行政上も特に支障がないと認められる土地になります。
議	長	質問・意見はありませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号125番について原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認しました。 引き続き整理番号126番を審議します。担当推進委員、前田委員の報告をお願いします。
前 田 委 員		農業委員、推進委員2名、事務局で現地確認しました。現地は16㎡の非常に細長い土地でありまして、昭和23年頃から母屋と一体に利用されていまして、現地は後ろの附属屋部分ですが、その転用が出来ていなかったと推察いたしました。 人為的なものでありますが、当然20年以上経過しておりますので、非農地証明して問題ないと現地で確認いたしました。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号126番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認しました。 引き続き整理番号127番を審議します。担当推進委員、山田委員の報告をお願いします。
山 田 (千) 委 員		申請者、農業委員、事務局、私で現地確認しました。申請地は集落入口の五本松果樹団地に通じる農道を50mほど入った左側に少し落ちたところです。1段下には他の家の墓、その両側に耕作されていない畑があります。相続人の畑となっているところは木が立っており、この度の非農地申請となりました。 チェックシートに照らしても何ら問題ないと思います。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	以上で質疑を打ち切り、採決に移ります。 整理番号127番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認しました。 引き続き整理番号128番を審議します。事務局の説明をお願いします。
事 務 局		申請地は吉方温泉2丁目、昭和30年ごろに住宅建築され、令和2年に取壊し、現在は新たに住宅建築され、宅地として利用しているというものです。 人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過し農地行政上も特に支障がないと認められる土地となっています。
議	長	質疑・意見はございませんか。

		(質疑・意見なし)
議	長	以上で質疑を打ち切り、採決に移ります。 整理番号１２８番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認しました。 続きまして整理番号１２９番を審議します。担当推進委員、山本委員の報告をお願いします。
山 本 委 員		農業委員２名、事務局、私で現地に行ってきました。申請者の方は忙しいということで、電話で確認しました。土地を整理したいということで行政書士を通して申請されたということです。 この土地は、昭和４０年頃周りは全部田畑でしたが、ここは市街化調整区域で、今回の申請地は山沿いの土地です。周りが住宅街となり取り残されたところで、山と池に挟まれ追いやられた土地となっています。 昭和４０年頃から耕作されてなく、雑木林というか山と一体となっている状況です。 人為的潰廃地と思われますが、農地行政上も特に支障がないと認められる土地と考えています。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	以上で質疑を打ち切り、採決に移ります。 整理番号１２９番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認しました。 以上で議案第５７号「非農地証明について」を終了します。 続きまして議案第５８号「鳥取市農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局		別紙の農用地利用集積計画をご覧ください。 利用権を設定しようとするものが、新規２０件で更新が１７件、合計３７件です。面積は田が７７，１７５㎡、畑の面積が１１，４１０㎡、樹園地などその他が３，４４１㎡の合計９２，０２６㎡となっています。権利種別の内訳は、賃借権１９件、使用賃借権１８件の計３７件となっています。 農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号の要件に照らし合わせたところ特に問題ありませんでした。
議	長	では、一括して質疑・意見を伺います。何かありませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	以上で質疑を打ち切り、採決に移ります。 議案第５８号「鳥取市農用地利用集積計画について」、原案どおり決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決定いたしました。 引き続き、議案第５９号「鳥取市農用地利用配分計画について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局		別紙の農用地利用配分計画（案）をご覧ください。今回鳥取県農業農村担い手育成機

		構が中間管理権を取得し、農業者等に配分する農地の面積は田が29,259㎡となっております。権利の種別の内訳としましては、賃借権が7件、使用貸借権が8件の計15件となっています。 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の要件に照らし合わせたところ特に問題は見受けられませんでした。
議	長	一括で質問を受け付けます。何かありますでしょうか。 (質疑・意見なし)
議	長	以上で質疑を打ち切り、採決に移ります。 議案第59号「鳥取市農用地利用配分計画について」、原案どおり決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決定いたしました。 引き続き、報告事項です。皆さん目を通していただいていると思いますが、質問・意見はございませんか。 報告事項 (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による届出書の受理について (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の受理について (3) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について (4) 農地転用許可後の工事進捗状況および工事完了に係る報告書の受理について (5) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
議	長	ないようですので、以上で本日の審議を終了したいと思います。これで令和3年度第9回鳥取市農業委員会総会を閉会といたします。 閉会 午後3時01分